

地域福祉を取り巻く人権課題

～お互いさまの心で支え合う～

(公財) 東京都人権啓発センター 元講師
東京都福祉人材センター「登録講師派遣事業」研修講師
小嶋 洋昭

本研修の目的

○民生委員・児童委員の皆さまの活動を支える基盤となるものが、「人権尊重と人権擁護」に関わる知識と認識です。

○社会の発展とともに人権尊重の重要性は一段と高まっており、地域住民等の人権を守るための新しい法律や条令が制定または改正されている。

○人権の理解を深めることで、日頃の皆さまの活動の一助としていただきたい。



一、「人権侵犯事件の状況」から

1. 令和5年の人権侵犯救済手続開始件数と種類別構成
2. インターネット上の人権侵害状況

二、新型コロナ禍で問われる「人権意識」

1. 心に潜む「感染症」を取り除く
2. 「新型コロナウイルス感染症」の5類移行後の「人権意識」

三、東京都の人権施策について

1. 「東京都人権施策推進指針」見直し
2. 東京都が掲げる多様な人権施策推進分野

四、様々な人権問題

1. 同和問題の解消に向けて
2. 障害者の人権
3. 子どもの人権
4. 外国人の人権
5. 性的マイノリティ（LGBT）
6. 災害に伴う人権問題

五、地域のつながりを強めるために

1. 基本は「傾聴」の姿勢
2. 対応のマナーとコミュニケーション
3. 注意すべき様々な表現
4. コミュニケーションは「頻度」で決まる！

一、「人権侵犯事件の状況」から

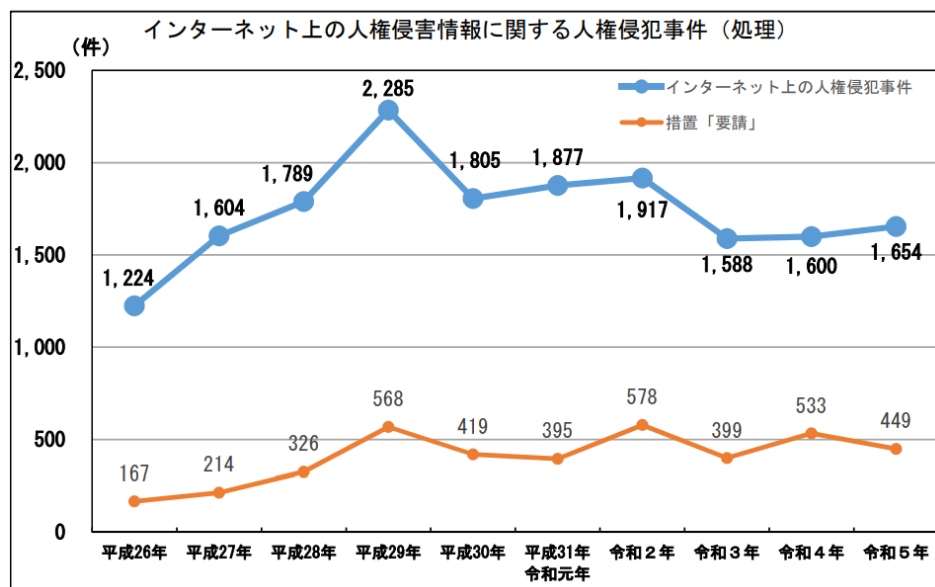
■ 令和5年における「人権侵犯事件」の状況について（「法務省：令和6年3月発表」）

1. 令和5年の人権侵犯救済手続開始件数と種類別構成



救済手続を開始した総件数 8,962 件
（前年比 1,103 件増加）

2. インターネット上の人権侵害状況



- ・ インターネット上の人権侵犯事件の処理件数は 1,654 件で、前年比 54 件増加した。
- ・ なお、人権擁護機関が違法性を判断した上で、プロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求めた件数は 449 件で前年比 84 件減少した。

二、新型コロナ禍で問われる「人権意識」

1. 心に潜む「感染症」を取り除く

◆「新型コロナウイルス感染症」は世界中に蔓延し、変異株も発現し続けました。この間、感染者のほか医療従事者等への差別や誹謗中傷^{ひぼう}が拡大する状態があったことを忘れてはいけません。

- ・医療従事者やエッセンシャルワーカーとその家族への差別意識や偏見をもたないこと。
- ・感染者と家族には相手の立場になって接する姿勢が大切です。

◆私たちが緊急時に求められることは、「感染症の正しい知識と情報」です。同時に、すべての人を尊重する「人権意識」と「冷静な行動」が求められます。

2. 「新型コロナウイルス感染症」の5類移行後の「人権意識」

◆令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、2類から5類に移行しました。

◆私たちは持続可能な日常を取り戻すために、あらためて、戦うべき感染症の敵は「人ではなくウイルスだ」ということを忘れてはなりません。

三、東京都の人権施策について

1. 「東京都人権施策推進指針」見直し <平成27（2015）年>

● 基本理念

東京都は「オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催決定を契機として、「**東京都人権施策推進指針**」の見直しを行い、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指して、「次の3点」を基本理念として掲げている。

- | | |
|----------------------------------|---------|
| ① 人間としての存在や尊厳が尊重され、思いやりに満ちた東京 | （人間尊重） |
| ② あらゆる差別を許さないという人権意識が広く社会に浸透した東京 | （差別の禁止） |
| ③ 多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容な東京 | （多様性尊重） |

● 施策展開に当たっての考え方

- ① 助け合い・思いやりの心の醸成
- ② 多様性への理解
- ③ 自己実現の支援
- ④ 公共性の視点
- ⑤ 公平な機会の確保

2. 東京都が掲げる多様な人権施策推進分野

- | | | | |
|--------------------------------|---------|----------------------|------|
| ◆女性 | ◆子供 | ◆高齢者 | ◆障害者 |
| ◆同和問題（部落差別） | ◆アイヌの人々 | ◆外国人 | |
| ◆HIV 感染者・ハンセン病患者・新型コロナウイルス感染症等 | | | |
| ◆犯罪被害者やその家族 | | | |
| ◆インターネットによる人権侵害 | | ◆北朝鮮による拉致問題 | |
| ◆災害に伴う人権問題 | | ◆ハラスメント | |
| ◆性的マイノリティ（性自認、性的指向） | | ◆路上生活者 | |
| ◆刑を終えて出所した人 | | ◆個人情報の流出やプライバシー侵害 ほか | |

（出典：「みんなの人権」（東京都編集・発行）

四、様々な人権問題

1. 同和問題の解消に向けて

- 「同和問題（＝部落差別）」は、かつて前近代社会で形成された差別意識が現代にまでとり残されてきた人権問題。その解決は「国の責務」で「国民的課題」とされている。
- 平成 28（2016）年に「部落差別解消推進法」が施行された。

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々なかたちで現れているわが国固有の重大な人権問題（出典：「みんなの人権」（東京都編集・発行）

《部落差別の社会的現実》

- ・インターネット書き込み……部落差別を助長する目的で一定地域を同和地区であると指摘する(*)
- ・戸籍謄本不正入手……「職務上請求が認められる有資格者(行政書士、司法書士、弁護士等)」による不正入手など
- ・結婚差別……根深い差別意識が残っている (*)

(*)法務省による実態調査結果 出典:「部落差別の実態に係る調査結果報告書」(法務省 令和2年6月)

- ①部落差別の事案に関して、全体としては顕著な件数の増減は認められないが、インターネットで行われた事案は増加傾向にある。
- ②「不当な差別であるを知っていても、交際・結婚相手が旧同和地区出身者であるか否かを気にする」と答えた人が **15.7%**に上るなど、心理面における偏見や差別意識は残っており、このような意識が、結婚に関する差別事象につながっている可能性がある。

■「部落差別解消推進法」施行 <平成28(2016)年>

《この法律の理念と目的》

- ①現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的な人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である。
- ②部落差別の解消に関し、基本理念、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査といった具体的施策について定めている。

◆「生まれたところで差別する」など不合理な偏見や差別は、現代の私たちの世代で解消すべき課題です。

2. 障害者の人権

- ◆ 障害者の総数(推計)は約1,160万人であり、国民の約9.2%に相当します。
 - ・障害者は11人に1人の割合の人数となっている。(令和5年版 障害者白書)

身体障害児・者	436.0 万人
知的 //	109.4 万人
精神障害者	614.8 万人
	<u>1,160.2 万人</u>

■ 国連「障害者権利条約」採択 <平成 18（2006）年>

この「条約」は障害者の人権を守るための画期的な国際条約です。
キーポイントは以下の 2 点です。

- ❶ 障害についての認識を「医学モデル」→「社会モデル」へ転換したこと。
障害を当事者個人の心身の問題とするのではなく社会との関係でとらえることです。
- ❷ 障害者に対する差別として、直接的な差別のほか、障害者が求める「合理的配慮」に応じないことも差別（間接的差別）になるとしたことです。

■ わが国「障害者基本法」改正など <平成 23（2011）年>

わが国は、国連「障害者権利条約」の趣旨を踏まえて、「障害者基本法」を大幅に改正すると共に、その後「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」など障害者関連の法律を制定しました。

- ◆「障害者基本法」は、法の目的として「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現すること」を挙げています。「障害があるからといって、差別も特別視もしない姿勢！」が大切です。

■ 「障害者差別解消法」 <平成 28（2016）年施行>

- ・行政機関や事業者などの、障害者に対する「不当な差別的扱いの禁止」と「合理的配慮の提供義務」などを定めました。
- ・「不当な差別的取扱い」とは、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為のことです。
- ・「合理的配慮の提供」とは、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明がある場合、財務負担など過重でないとき、必要かつ合理的な取組を行うことです。

◆「合理的配慮」のパターン

- （移動が困難な人へ）
 - ・車椅子を使う障害者が電車やバスなどに乗り降りするときに手助けをする。
 - ・肢体不自由の人が移動できない場所にスロープやエレベーターを設置する。
- （読み書きが困難な人へ）
 - ・窓口で障害の特性に応じた手段（筆談や読み上げなど）で対応する。
 - ・タブレットの翻訳機能や音声読み上げソフトを活用できるようにする。
- （伝えることが困難な人へ）
 - ・指示を1つずつ分けて伝えたり、イラストを活用して説明する。

3. 子どもの人権

■ 国連「子どもの権利条約」採択 <平成元（1989）年>

- ・わが国は、平成6（1994）年本条約を批准し締結国となりました。条約は、子どもも大人と同様に「一人の人間としての権利」が保障されることや個人として「最善の利益」が考慮されることなどが定められています。
- ・しかしその後、社会経済の構造が変化し、家庭や地域の子育て機能が低下するに伴って、児童虐待などが深刻な問題となってきました。虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に深刻な影響を与える重大な権利侵害です。

■ 「改正児童虐待防止法」施行 <令和2（2020）年>

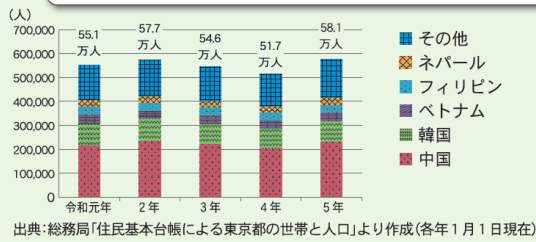
- ・改正法では、親権者や里親、児童福祉施設職員による「しつけ」としての体罰禁止が明文化されました。

4. 外国人の人権

■ 外国人が集まる東京

- 東京都には、様々な国籍を持つ多くの外国人が暮らしている。令和5（2023）年1月現在、在住の外国人は約58万人、都民のおよそ24人に1人。
- 私たち一人ひとりが外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、互いの人権を尊重しあい交流を深めていきたい。外国人と共生する社会、多様性を受け入れていくことが大切です。

東京都における外国人人口の推移



出典:「みんなの人権」(東京都編集・発行)

■ 住宅や就労などでの差別について

【事例】互いの生活習慣の違いが理解されず、偏見や誤解に基づき不合理な扱いをする

- 住宅の賃貸や商店などの入店を断る、外国人というだけの理由で、就労に関し不合理な扱いをするということが起きている。

〔参考;国土交通省 HP、公財日本賃貸住宅管理協会「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」〕

《「ヘイトスピーチ解消法」》(平成28(2016)年施行)

- 近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが問題となっている。これらの人権侵害を解消するために「ヘイトスピーチ解消法」が施行された。

5. 性的マイノリティ (LGBT)

- 近年急速に「性的マイノリティ(LGBTQ)」を巡る社会的な動きが進んでいる。
- 平成27(2015)年、渋谷区と世田谷区が国内で初めて、同性カップルに対して「結婚相当の関係」と認める証明書を発行した。その後、全国的に同様の認定を行う都市が拡大していますが、東京都でも令和4年11月1日より「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始した。

■ キーワードは「性自認」と「性的指向」

- 「性自認」とは「心の性」で、自分の性別をどう認識しているか。
- 「性的指向」とはどのような性別の人を好きになるか。

◇ 「性自認」「性的指向」について、何れも「自分の意志で選んだり変えたりできるものではない」ことを理解したい。

- ◇ LGBT (LGBTQ) は、代表的な性的マイノリティの頭文字をとってつくられた用語です。
 - ・わが国では「性的マイノリティ」の表現として「LGBT」などが一般化されているが、海外では、少数派に限定せず、「性的指向」と「性自認」を広く言い表す用語として「SOGI」(ソジ):Sexual Orientation and Gender Identity」という表現が普及している。

L	Lesbian	レズビアン；女性同性愛者	（性的指向）
G	Gay	ゲイ；男性同性愛者	（性的指向）
B	Bisexual	バイセクシュアル；両性愛者	（性的指向）
T	Transgender	トランスジェンダー；出生時に割り当てられた性と異なる性で生きる人、あるいは生きたいと望む人	（性自認）
Q	Questioning / Queer	クエスチョニング / クイアー ；自分の性を決められない、分らない、決めない / 性的マイノリティの総称という意味	（性自認・性的指向）

(1) LGBT に該当する人の比率（各種アンケート調査から）

- 平成28年「日本労働組合総連合会」実施 「LGBT に関する職場の意識調査」より
⇒ LGBT 当事者（20歳から59歳まで） **8.0 %**
- 令和元年「株式会社 LGBT 総合研究所」実施 「LGBT 意識行動調査2019」より
⇒ 性的少数者（LGBT 含む）（20歳から69歳まで） **10.0 %**

(2) 国際社会や国内での改善への動き

- ① 平成2（1990）年、WHO（世界保健機関）は「性的指向」について国際疾病分類の治療対象から除外し、日本精神神経学会も平成7（1995）年に同様の基準を採用しました。
また、令和元年（2019）年、WHOは「性同一性障害」を「精神疾患」から除外し「性の健康に関連する状態（性別不合）」に分類した。
- ② 平成16（2004）年、「性同一性障害特例法」が施行され、一定の基準を満たせば戸籍の性別を変えることが可能となりました。性別取扱い変更者数は年々増加し、令和4年までの累計人数は11,919人となっている。（裁判所司法統計）より）

(3) 「カミングアウト」と「アウティング」

◆ カミングアウト

自分がLGBTQであることを告白すること。

- ・ 誰にも言えず悩んでいる人々がいる。

◆ アウティング

本人の了承なく、その人の性的指向や性自認を暴露すること。（プライバシー権の侵害）

- ・ アウティングは、当事者の命を奪うほどの差別行為となる。

- 自分の周りにも、様々なタイプの性的指向や性自認をもって暮らしている人々がいることを認識し理解することが大事。

6. 災害に伴う人権問題

- × 「災害は忘れたころにやってくる！」 ⇒ ○ 「災害は必ずやってくる！」
- 「災害が発生した時こそ！」一人一人に配慮することが大切です。

◆ 災害は多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場等を奪い、被災者に大きな被害をもたらす。こうした時こそ、一人一人が被災された方々の状況や心情を理解し、人権に配慮しながら支援していくことが大切です。

◆ 災害時に一人でも多くの命を救うためには、災害直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮します。とりわけ、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対しては、情報把握、避難、生活手段の確保等の支援が必要です。

このため、地域で連携し、迅速かつ的確に行うことができる支援体制を整えることが重要です。

(出典：「みんなの人権」(東京都編集・発行))

◆ 避難生活の長期化に伴うトラブルや心ない風評被害が発生することも想定されます。根拠のない情報や偏見で差別することなく被災者の方々の困難を受け止めることが大事です。

五、地域のつながりを強めるために

- 民生委員・児童委員の第一の職務は、行政サービスを必要とする人、援助を必要とする人が、自身のニーズにあった福祉サービスを選択・利用できるよう、相談に応じ援助をすること
- 対象となる人や世帯が抱えている各種の問題や悩みごとを受け止め、解決するために必要な情報を提供したり、専門機関に橋渡しをしたり、それぞれの問題解決に最も適切な援助を行うこと
- 大切なことは、民生委員・児童委員一人で問題を解決しようとは考えないこと
- 人と人との間隙を埋めるのが「コミュニケーション」です。効果的な技法が、人権感覚を備えた「傾聴」と「コミュニケーション」

1. 基本は「傾聴」の姿勢

- ◆最も大切なことは、「あなたの話を真剣に受け止めています」というメッセージが相手に伝わること。そのためには、集中して相談者の話を聴くことが重要です。

《その効果》

- ① 悩みや心配事がある時、誰かに話をしっかり聴いてもらうことで、それだけで気持ちが落ち着く。
- ② より一層相談しやすい「信頼関係」の構築につながる。

2. 対応のマナーとコミュニケーション

(1)すべての人を大切に

- ・ 敬意を払った挨拶から
- ・ 先入観や偏見は持ち込まない
- ・ 相手のプライドを尊重する

(2)自分の「表情と姿勢」を整えて

- ・ 相手の感情に寄り添った表情で
- ・ 目線を合わせ姿勢を正して

(3)心地よい「言葉づかい」を

- ・ まず、敬語で話しかける
- ・ 丁寧に明瞭な発音で
- ・ 言葉は短く、分かりやすく

■ 特に、外国人など言葉の理解が困難な人には

- ① ゆっくり、はっきりと話す
- ② 文節を短く区切って、短い言葉にする
- ③ 主語と動詞を明確化する
- ④ 大事な部分は繰り返す。理解を促し確認する

⑤ あいまいな言い方はしない

- ・肯定・否定をはっきりさせる（はい、いいえ）
- ・「大丈夫です」などどちらとも取られることは言わない
- ・「多少、できるだけ」は数量・時間などで具体的に示す

⑥ メモやイラストも活用する

- ・相手の話を好き嫌いで判断せず、話の背景に関心を持って聴く。
- ・相手が安心して話せるよう、傾聴の姿勢を大事にする。

3. 注意すべき様々な表現

◆日々の会話の中に「相手を傷つけてしまう言葉」はないだろうか？

×性転換手術	⇒ <u>○性別適合手術</u>
×「肌色」（クレヨン等）	⇒ <u>○うすだいたい</u>
×ハーフ	⇒ <u>○国際児・ダブル</u>
×身分証明書	⇒ <u>○本人確認書類</u>
×外人	⇒ <u>○外国人</u>
×黒人	⇒ <u>○アフリカ系○○人</u>
×入籍した（婚姻届）	⇒ <u>○結婚した・婚姻届を提出した</u>

◆「表現の自由」は尊重すべき人権だが、「表現に暴力」は許されない。

4. コミュニケーションは「頻度」で決まる !

■すぐにできる「4つの技」、日々の実践で習慣化

《効果的な基本スキル》

① 気持ちの良い挨拶から始まる

- ・「おはようございます」「お疲れさま」、リードは上司から。
- ・相手の顔（目）を見て。

② 笑顔に敵なし

- ・“笑顔に勝る化粧なし”
- ・上司の顔は職場の顔。

③ ほめる

- ・人は皆、他人から評価され、ほめられたいと思っている。

④ 感謝の気持ちを言葉にする

- ・「ありがとう」という感謝の表明こそ「魔法の呪文」。

◆ すべて「無料」、心がければ、誰にでも今からできる。

◆これがコミュニケーションの極意。

以 上

「世界人権宣言 30 条」（やさしい訳）

第 1 条 みんな自由・みんな平等

人はみんな、生まれた時から自由で、同じ人間として大切にされ、平等です。

第 2 条 差別はやめよう

人はみんな、人種、肌の色、性別、言語、宗教などによって差別を受けることはありません。

地球上のどこでも、人はみんなこの宣言のなかでいわれているすべての権利と自由を生まれながらにもっています。

第 3 条 自由に安心して暮らしたい

人はみんな、命をおびやかされないで、安全に生きる権利をもっています。

第 4 条 どれいはいや

人はみんな、どれいにされることはありません。

第 5 条 ごうもんはダメ

人はみんな、ごうもんや非人間的なあつかいを受けることはありません。

第 6 条 人として認められる権利

人はみんな、どこにいても、法によって人として認められ、人権が保障されています。

第 7 条 法の下の平等

人はみんな、法の下に平等であり、差別的なあつかいをされることはありません。

第 8 条 裁判を受ける権利

人はみんな、法律でまもられている権利がきずつけられたときには、裁判所に助けを求めることができます。

第 9 条 理由のない逮捕はない

人はみんな、罪を犯していないのに、逮捕されたり、追放されたりすることはありません。

第 10 条 公平・公正な裁判

人はみんな、独立した公平な裁判所で、公開された公正な裁判を受けることができます。

第 11 条 逮捕＝有罪ではない

罪を犯したと訴えられたり、捕まえられても、裁判で罪が確定するまでは、無罪と推定されます。

またあとからつくられた法律により有罪にされることはありません。

第 12 条 プライバシーは守ってほしい

人はみんな、個人のプライバシーや手紙や電話の内容をかってにのぞかれたり、名誉や信用をきずつけられることはありません。

第 13 条 自由に行き来したい

人はみんな、自分の国の中を自由に行き来し、好きなところに住む権利をもっています。また、ほかの国に行ったり、自分の国にもどることもできます。

第 14 条 迫害から逃れよう

人はみんな、苦しめられたり、危害を加えられたときは、ほかの国に逃れることができます。

第 15 条 国籍は国の一員である資格

人はみんな、ある国の国民になることができます。また、理由もなく国籍を奪われることはありません。

第 16 条 結婚をきめるのは本人たち

人はみんな、おとなになれば、結婚し家庭をもつことができます。結婚は、男女の自由で完全な合意によってのみ成り立ちます。

第 17 条 財産をもちたい

人はみんな、財産をもつことができます。また、正当な理由もなく財産をうばわれることはありません。

第 18 条 好きなことを考えたい

人はみんな、好きな考えをもつことができます。また、自分の考えを変えたり、広めたりすることもできます。

第 19 条 自分の意見を言いたい

人はみんな、自由に自分の意見を言ったり表現したりすることができます。また、意見や情報を交換することもできます。

第 20 条 好きな集まりを開きたい

人はみんな、平和に集会を開いたり団体を作ったりすることができます。また無理やり団体に入れられることはありません。

第 21 条 政治に参加したい

人はみんな、直接あるいは選挙を通じて自分の国の政治に参加することができます。また、自分の国の公務員になることもできます。

第 22 条 人間らしく生きたい

人はみんな、人間らしく生きる権利があり、国や国際協力によって大切にされる権利をもっています。

第 23 条 好きな仕事がしたい

人はみんな、働く権利をもち、自由に職業を選ぶことができます。また、同じ働きに対しては同じ給料を受ける権利をもっています。

給料や、働く職場を良くするために労働組合を作る権利ももっています。

第 24 条 おもいきり休もう

労働時間はあまり長すぎではいけません。また、人はみんな、有給休暇をとる権利をもっています。

第 25 条 幸せに暮らしたい

人はみんな、家族と健康で幸せな生活をすることができます。また、仕事がなくなったり、病気などで働けなくなったときは、助けを受けることができます。特に母と子は保護されます。

第 26 条 好きなことを勉強したい

人はみんな、教育を受けることができます。小中学校は無償で、だれでも受けることができ、高校、大学などにも進むことができます。

教育は、人の能力をのばし、人権と平和を大事にする心を育てることを目的とします。

第 27 条 文化的な暮らしとは

人はみんな、文化活動に参加したり、芸術を鑑賞したり、科学の進歩の恩恵を受けることができます。また、自分がつくった科学的、文化的、芸術的作品も保護されます。

第 28 条 権利と自由を実現しよう

人はみんな、この宣言がうたう権利や自由が実現される世界をつくり参加する権利をもっています。

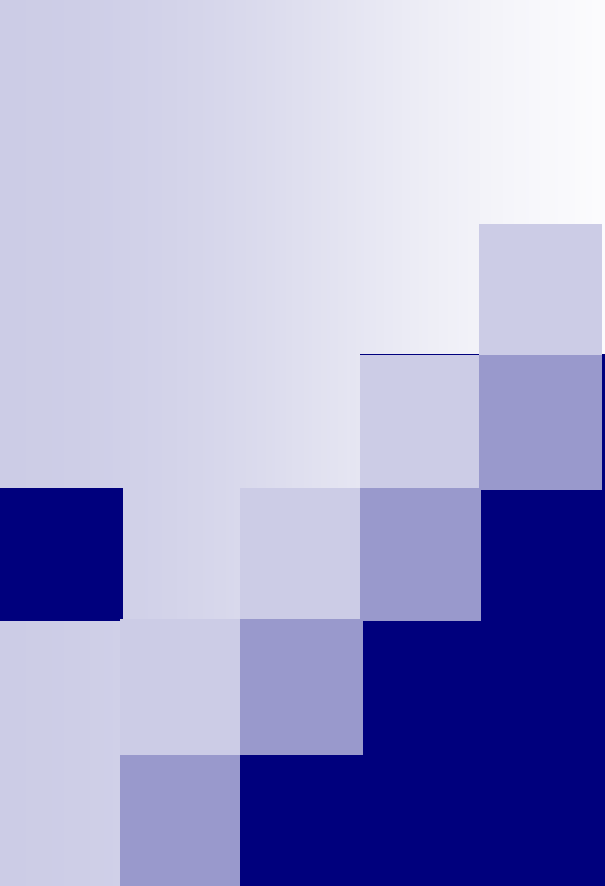
第 29 条 みんなでまもう

人はみんな、社会に対して義務があります。自分の権利や自由は、他の人の権利や自由を尊重して行使しなければなりません。

第 30 条 悪用はダメ

世界中の国や人々は、この宣言を、人権や自由をそこなうために利用してはなりません。

(出典：大阪府ホームページ)



高齢者の権利擁護

(公財)東京都福祉保健財団
東京都高齢者・障害者権利擁護支援センター



権利擁護の必要な人の状態像



考えてみよう！ ケース1

Aさん夫妻には子どもがなく、お二人暮らしの高齢者世帯です。

夫が半年前に脳梗塞で倒れ、3か月前に退院してご自宅に帰ってきました。

病気で倒れる以前は、よく二人で近くの公園を散歩しているところをお見かけしましたが、最近ではめっきり姿をお見かけしなくなりました。

敬老の日に訪問してみると、介護保険サービスは一切使わずに妻が一人で介護していると言います。「介護保険サービスを使って一カ月に5万円も取られた」という噂話を鵜呑みにして、介護保険の申請をしなかったと言います。



高齢期にみられる特徴

■ さまざまな喪失感

- 社会的つながり
- 役割
- 心身機能
- 経済的基盤

※全ての喪失が、必ず起こる訳ではない。

※「喪失」したとしても適応し、前向きに思えることが出来る人も多い。しかし、うまく適応できないと「絶望」がもたらされやすい時期でもある。



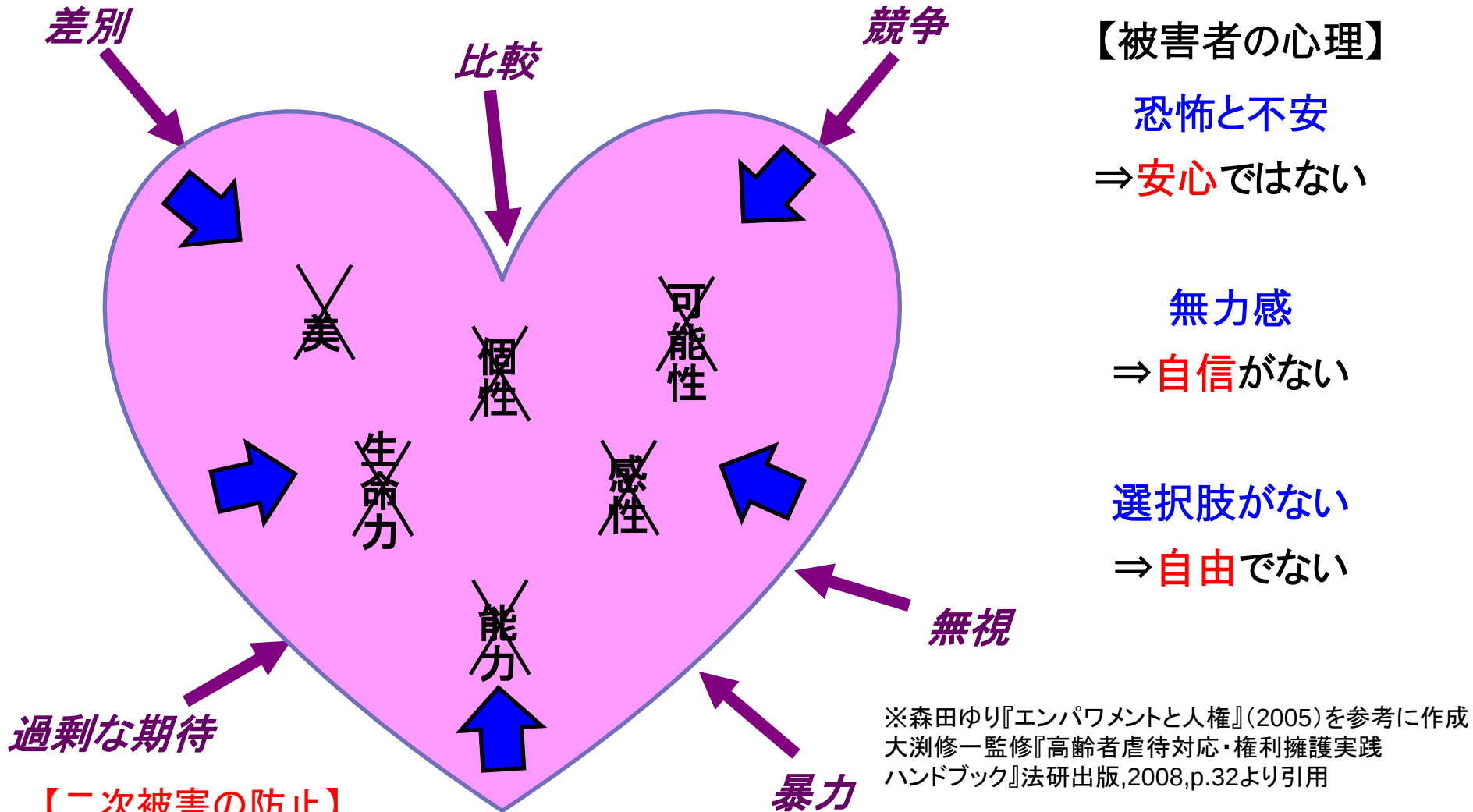
認知機能・判断力低下がもたらすもの

- 今までできていたことが、できなくなる
 - 買い物ができなくなり、家事等ができなくなる
 - 家賃の支払い、ライフライン等の支払いが滞る
 - 各種申請や年金の現況届等、諸手続きができなくなる
- 自ら支援や助けを求めることが難しい
 - 周囲への気兼ね
 - 今までの経験に起因する誤解
→ 消費者被害、第三者からの経済的搾取、虐待
- 支援が必要だと、窓口には来られない
 - 「大丈夫です」
 - 漠然とした不安→防衛的態度へ

窓口に来ることができない人をどう発見していくかが課題



「本来の力を失っているパワレスの状態」



【被害者の心理】

恐怖と不安

⇒安心ではない

無力感

⇒自信がない

選択肢がない

⇒自由でない

※森田ゆり『エンパワメントと人権』(2005)を参考に作成
大淵修一監修『高齢者虐待対応・権利擁護実践
ハンドブック』法研出版,2008,p.32より引用

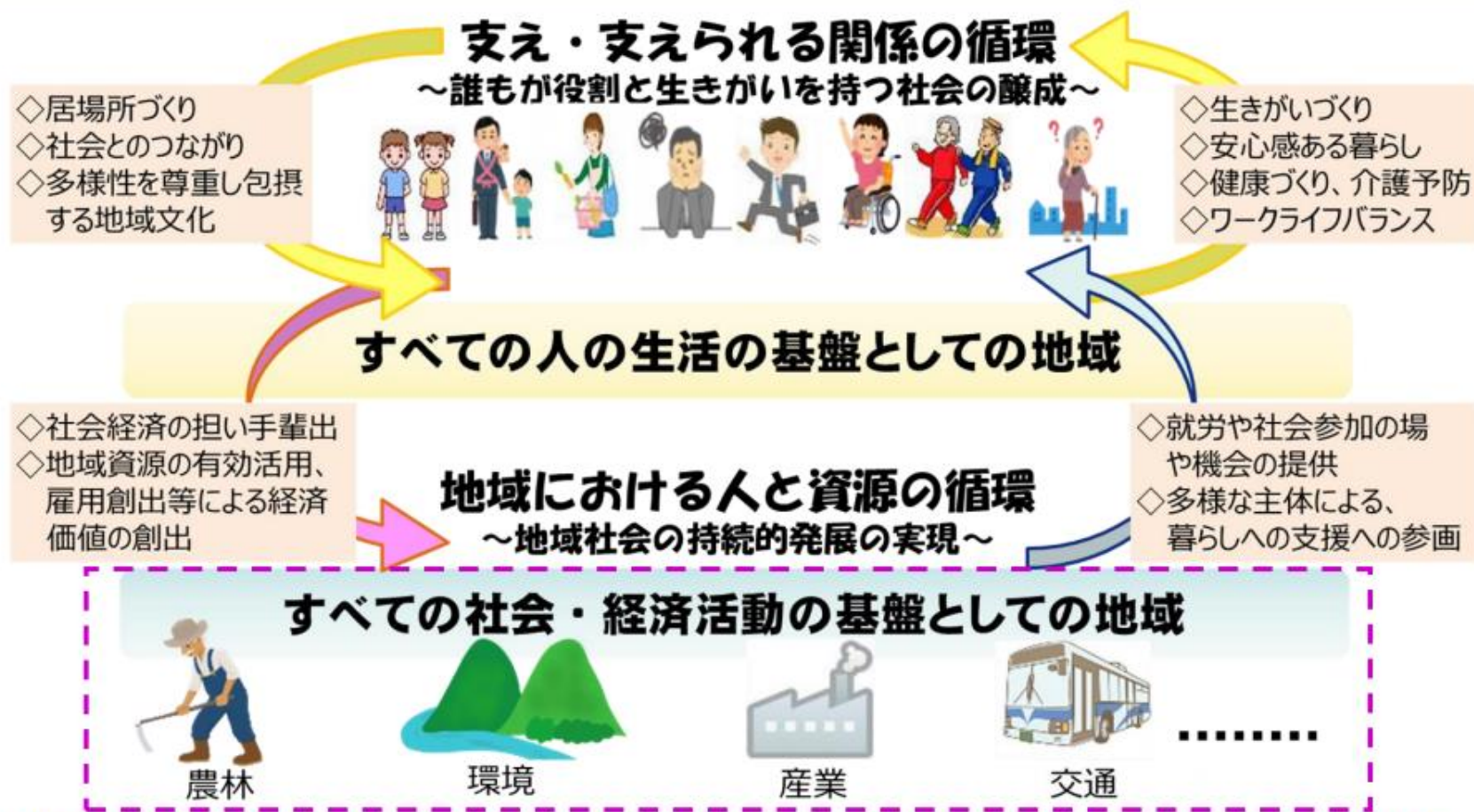
【二次被害の防止】

被害を受けている高齢者が自分を責める傾向にあることを理解し、「あなたにも責任がある」等、虐待発生の責任を問うような発言・態度をしないよう対応していくことが求められる



地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



地域には、福祉分野以外にも保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、農業・漁業など多様な分野の取組が存在する = 連携・協働

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では狭間のニーズへの対応などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において属性を問わない包括的な支援体制を構築できるよう、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施。

事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施。
- 希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

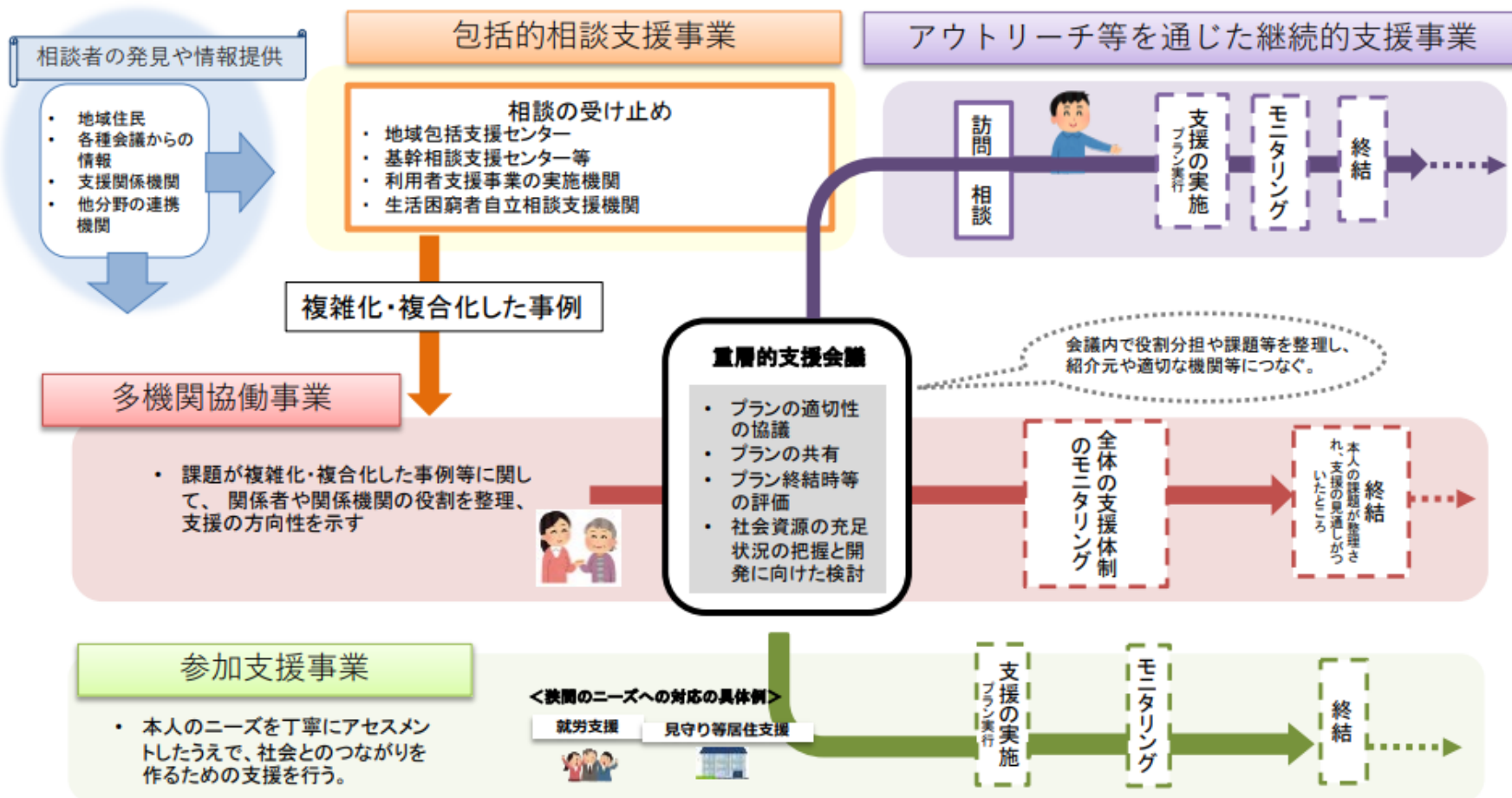
重層的支援体制整備事業の全体像



地域共生社会の在り方検討会議(第1回)
令和6年6月27日 資料3 より

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。

※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

第1 目的及び基本的考え方

2 基本的考え方

（2）一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築

全ての世代において、高齢期は若年期からの延長線上にあることを認識しつつ、歳を重ねることによって生ずる様々な変化や影響、必要なサポート等について、学びを深め、世代間の相互理解の醸成を図っていく必要がある。

今後、一人暮らしの高齢者の増加等が見込まれる中で、高齢期においても地域で安全・安心に暮らせるようにすることが必要である。経済社会の急速な変化の中で、個々人が抱える多様で複合的な課題や生活上のニーズへの対応を可能としていくためには、地域社会を構成する様々な主体がそれぞれの役割を効果的に発揮できるような体制づくりや制度整備を始めとした取組が不可欠である。

また、世代を超えて、地域において共に生き、共に支え合う社会の構築に向けて、幅広い世代の参画の下で地域社会づくりを行える環境を整備していくことで、地域のセーフティネット機能を高めていくことが重要である。

第2 分野別の基本的施策

2 健康・福祉

（7）身寄りのない高齢者への支援

高齢期において、望まない孤独や社会的孤立に陥ることを防ぐため、地域におけるインフォーマルな関係づくりが重要となることから、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの設置に向けた伴奏支援等の実施や重層的支援体制整備事業等の活用により、自治会や町会、スポーツ団体やNPO等のボランティア団体等、地域の多様な団体が連携して支援する環境整備に取り組み、日常生活での緩やかなつながりづくりや居場所づくりを推進する。

地域の関係機関が身寄りのない高齢者を円滑に支援するためのガイドラインの作成や相互のネットワークの構築等について、都道府県・市区町村における取組事例を収集し、情報提供を行うこと等により促進する。

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組や、十分な資力がないなど民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組の試行的な実施を通じて課題を整理し、**身寄りのない高齢者等への必要な支援の在り方について検討を進める。**

利用者が安心して高齢者等終身サポート事業を利用できるよう、2024年（令和6年）6月に関係府省庁が連携して策定した「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」に基づき、事業者の適正な事業運営を確保し、当該事業の健全な発展を推進する。

『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業 ①

【事業目的の概要】

- ・過去の調査研究から、日本のあらゆる地域・世代を通じ、頼れる『身寄り』がいることはもはや当たり前とは言えず、『身寄り』がない事自体が「第2のスタンダード」としてとらえるべきとの結論に至った。同時に、限定的ではあるが、様々な社会資源・地域において『身寄り』問題に取り組む行政・団体があり、これらを組み合わせることで、『身寄り』問題の一定の解決を図り得ることも明らかにした。
- ・『身寄り』の有無にかかわらず、コロナ禍の中でも尊厳を持って生活していくことのできる社会の構築が緊急的に求められている。
- ・一方、地域の先駆的な一病院や一事業者のみが『身寄り』問題に取り組んだとしても、その特定の機関にのみ負荷がかかり、『身寄り』問題解決に向けての社会的合意が取りづらくなることから、地域全体で取り組む「地域づくり」を推進していく必要がある。
- ・以上を踏まえ、地域において『身寄り』がない人を受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」を作成することを目的とする。

【総括の概要】

①『身寄り』問題の解決に向けて社会に求められること

- ・本人が自分のことを自分で決めることが困難（認知症者等）であり、かつ、本人の意思決定を支援する家族等が身近にいない状態であるケースの増加を想定することが必要。
- ・本人の意思を尊重し、『身寄り』がいない人の存在だけでなく、『身寄り』に頼らず生活したいと考える人が存在することを「当たり前」と認識し、対応することが求められている。
- ・「家族による支援」と「地域や社会による支援」とを並列化することが必要。個人を、家族や社会、地域等、全てのものから完全に独立したひとりの人として、その尊厳を最大限に尊重するという権利擁護の基本に立ち返る必要がある。

②『身寄り』問題の解決に向けて地域に求められること

- ・『身寄り』問題は、病気や障害の有無にかかわらず、また全世代的に課題が発生する可能性があることも鑑み、地域で総合的に取り組みを行うことが求められる。
- ・『身寄り』問題の解決のためには、当事者、事業者、支援者のそれぞれが、それぞれの立場から『身寄り』問題に取り組む必要がある。地域で『身寄り』問題の解決に取り組む主体については、基礎自治体や、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、地域包括ケアシステム構築を目指す機関や成年後見制度利用促進法に基づく中核機関等のほか、地域の社会福祉士会や医師会、医療ソーシャルワーカー協会等の職能団体等が主体となることも考えられる。
- ・『身寄り』問題に関する取り組みを進めるため、地域の様々な関係者間が課題を共有し、同じフィールドで議論することが必要。高い公共性を持った機関・職能団体が「主体」となり、地域の主要な機関が『身寄り』問題について協議できる「場」の設置が望まれる。
- ・地域でガイドラインづくりに取り組むことは、地域の様々な人・機関が『身寄り』のない人の権利擁護の必要性を共有し、当事者・事業者・支援者が協働するきっかけとなり得る。さらに、これを行政が主導・バックアップすることで、地域共生社会、地域包括ケアシステム、地域の権利擁護事業等と調和した形で『身寄り』問題の解決を目指すことも可能となる。
- ・ガイドラインやマニュアルはあくまでも手段や通過点。これらをきっかけとして、『身寄り』の有無にかかわらず、一人ひとりが尊厳のある暮らしを営める社会の実現が期待される。

『身寄り』のない人を地域で受けとめるための地域づくりに向けた「手引き」作成に関する調査研究事業 ②



地域共生社会の在り方検討会議（第5回）
令和6年10月29日 資料3 より

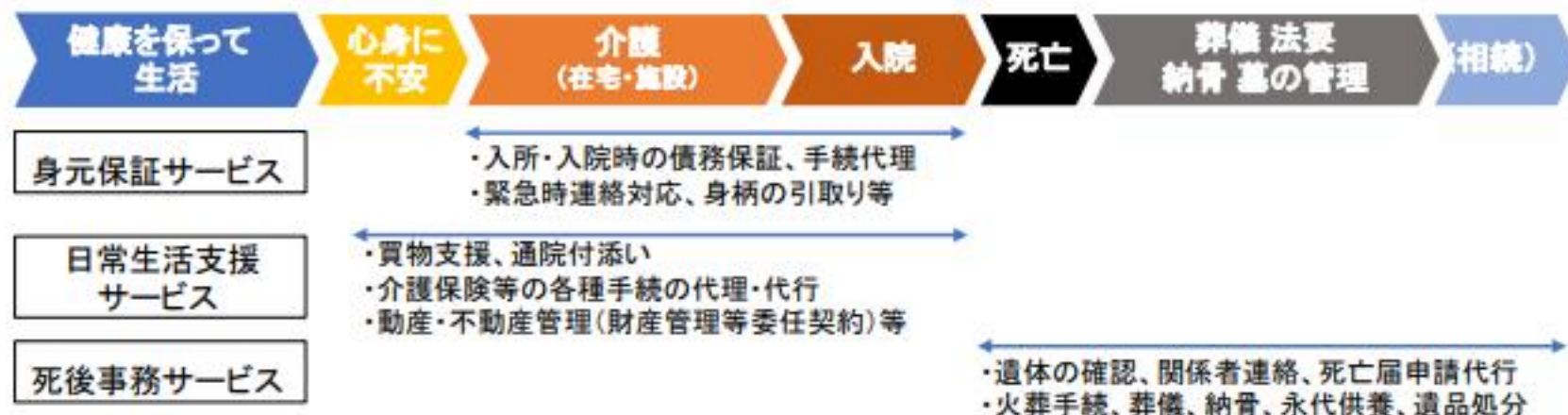
I 背景

○高齢者等終身サポート事業が抱える課題

- 高齢者が入院や入所などの重大なライフイベントに直面する中で、本人が人生の最期まで自分らしく生きられるよう、信頼できる者から意思決定の支援を受けることが必要である。
- これまでは、こうした支援を家族が担ってきたが、今後、頼れる家族がいない人が増加する中で、本人の意思決定を支援する者の確保が課題。
- その選択肢の一つとして、高齢者等終身サポート事業が考えられるが、安心して事業を利用できるよう、一定の質を確保するとともに参入する事業者の増加を図ることが求められている。

○高齢者等終身サポート事業／関連サービス(イメージ)

身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果（概要）
（初版）（令和5年8月）より抜粋



〔上記サービスに関連するサービス〕

- ・任意後見契約(本人の判断能力が不十分→家庭裁判所へ申立て→後見監督人選任→後見人による財産管理、契約行為の代理)
- ・遺言(遺言書作成・支援→遺贈・相続)

高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（主なポイント）

- 病院への入院や介護施設等への入所の際の手続支援、日用品の買物などの日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの死後事務等について、家族・親族に代わって支援する、「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者が増加してきている。
- この事業は、死後のサービスを含み、契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進するとともに、利用者の利用の安心等を確保していくことが必要。今後、事業のニーズの増加が見込まれる中、業務の内容が民法や社会保障関係法に広くまたがることから、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を関係省庁横断で整理し、ガイドラインとして提示する。

全般的な事項

- 事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにすることを目的とする。
- 本人との契約に基づき、「身元保証等サービス」及び「死後事務サービス」を事業として継続的に提供している事業者を主な対象とする。
- サービス提供にあたっては、利用者の尊厳と自己決定を尊重。また、関連する制度等を活用しつつ、利用者の価値観等に基づく意思決定が行われるよう配慮することが重要。

契約締結にあたって留意すべき事項

- 契約締結にあたって、事業者は、民法や消費者契約法に定められた民事ルールに従いつつ、契約内容の適正な説明（契約書・重要事項説明書を交付した説明）を行うことが重要。また、医療・介護関係者等との連携や、推定相続人への説明など、きめ細かい対応を行うことが望ましい。
- 寄附・遺贈については、契約条件にすることは避けることが重要であり、遺贈を受ける場合も公正証書遺言によることが望ましい。 等

契約の履行にあたって留意すべき事項

- 契約の履行にあたっては、契約に基づき適正に事務を履行するとともに、提供したサービスの時期や内容、費用等の提供記録を作成、保存、定期的な利用者への報告が重要（後見人にも情報共有が重要）。利用者から前払金（預託金）を預かる場合、運営資金等とは明確に区分して管理することが望ましい。なお、履行の際にも医療・介護関係者等との連携が重要。
- 利用者からの求めがあれば、利用者が契約を解除する際に必要な具体的な手順等の情報を提供する努力義務を負う。
- 利用者の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度の活用が必要。成年後見人等が選任された後は、契約内容についてもよく相談することが望ましい。 等

事業者の体制に関する留意事項

- 利用者が安心して利用できるよう、ホームページ等を通じた情報開示、個人情報の適正な取扱い、事業継続のための対策、相談窓口の設置に取り組むことが重要。

関連する制度・事務に関する政府の取組

- 高齢者等終身サポート事業者が行う金融機関の手続及び携帯電話の解約について、調整を行うとともに、今後、様々な場面で高齢者等終身サポート事業者の活用が見込まれる関連業界や自治体へのガイドラインの周知を行う。
- 高齢者等終身サポート事業の利用状況等を踏まえ、関係する制度（重要な治療方針に関する関わり方、介護保険外サービス、死亡届、成年後見制度）の見直し等の検討を進めるほか、ガイドラインの普及や関連制度の検討状況を踏まえつつ、認定制度等について検討する。

民生委員の皆様にご協力いただきたいこと

■ 「気になる高齢者」の状態像を知る

→「高齢者虐待」「消費者被害」「セルフ・ネグレクト」の理解

■ 適切につなぐ

→つなぐ先(相談先)を知っておく

→早期発見が基本

権利侵害は、進行する。「あれ？」と思ったら、すぐ知らせる。

■ 地域で見守る

→見守るポイントを知る



相談できる場所を知ろう

- 区市町村（高齢者福祉所管課等）

- 地域包括支援センター

- 社会福祉協議会等

＊ 地域によって、機関の名称や機関内の役割分担が異なりますので、ご自分の自治体内の相談窓口の機能等について、確認してください。



高齢者虐待の防止について



考えてみよう！ ケース2

Bさん(79歳、女性)は、食事も排せつも、すべてに介助が必要な状態で、長男(52歳)に介護を受けながら暮らしています。

長男は大学を中退し、就職するも退職を繰り返し、たまにアルバイトについても続かずに現在は無職です。

長男は一生懸命介護をしているようですが、こだわりが強かったり、経済的な問題もありサービスは福祉用具しか利用していません。

介護負担があり、時々「なんでこぼすんだ」などと怒鳴っています。



高齢者虐待防止法の特徴①

■ 目的は高齢者の尊厳保持、権利利益の擁護

- 虐待者を罰するためのものではなく、虐待を理由に処罰を定めた規定は、高齢者虐待防止法には存在しない
- 養護者(虐待者)への支援をも謳った法律
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成18年4月施行)

■ 養護者による虐待の対応責務は区市町村に有り

地域包括支援センターが専門機関として対応の中核を担う

- 「養護者」とは、「高齢者(法律上は65歳以上の者を指す)を現に養護する」者のことで、高齢者を養護している(あるいは養護することが期待される)同居・近居の親族等を指す

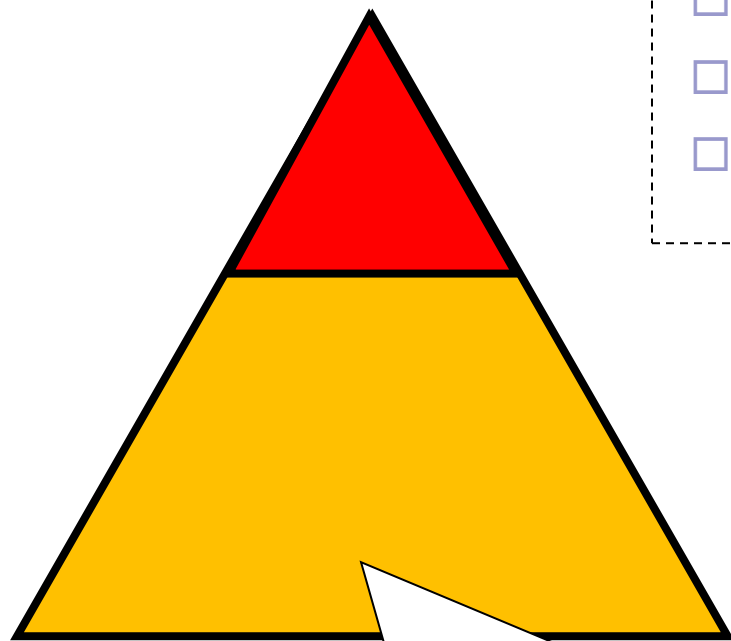
■ 養介護施設従事者等による虐待の対応責務は区市町村・都道府県に有り

- 「養介護施設従事者等」とは、介護保険法、老人福祉法で設置されている施設や事業で業務に従事している者を指す



高齢者虐待防止法の「虐待」の考え方

一般的にイメージする虐待
(事件性のある虐待)



高齢者虐待防止法が規定した高齢者虐待
(自覚を問わないため、広範囲)

〔虐待の種別〕

- 身体的虐待
- 心理的虐待
- 放棄放任
- 性的虐待
- 経済的虐待

「自覚」は問わない
「いじめてやろう」「虐げよう」と
思っているかどうかは、
無関係

一般的に「**虐待の小さな芽**」と感じ
るような事例も、高齢者虐待防止法
上は、高齢者虐待にあたる

深刻な虐待の事件になる前に、**早期
に区市町村が責任をもって対応**

大淵修一監修『高齢者虐待対応・権利擁護実践ハンドブック』法研出版,2008,p.26より、一部改変



身体的虐待とは

養護者が

■ 暴力的行為で痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為

(例)

- ・平手打ちする、つねる、殴る、蹴る、やけど・打撲させる
- ・刃物や器物で外傷を与える など

■ 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為

(例)

- ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする
- ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする など

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(以下「厚生労働省マニュアル(R5)」という。)p8より引用



■ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為

(例)

- ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリの強要
- ・移動させるときに無理に引きずる、無理やり食事を口に入れる など

■ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

(例)

- ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する(ベッドに縛り付ける、ベッドに柵を付ける、つなぎ服・ボディースーツを着せて自分で着脱できなくする、意図的な薬の過剰服用により動きを抑制する等)
- ・外から鍵をかけて閉じ込める、中から鍵をかけて長時間家の中に入れない など

外傷の生じるおそれのある暴行

厚生労働省マニュアル(R5) p8より引用



心理的虐待とは

養護者が

- 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること

(例)

- ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる
- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ・侮辱を込めて、子どものように扱う
- ・排泄交換や片づけをしやすいうという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする
- ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する
- ・家族や親族、友人等との団らんから排除する など

厚生労働省マニュアル(R5) p9より引用



介護・世話の放棄・放任とは

養護者が

- 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること

(例)

- ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある
- ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させるなど

厚生労働省マニュアル(R5) p8より引用



■ 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する

(例)

- ・徘徊や病気の状態を放置する
- ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する
- ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰るなど

■ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する

(例)

- ・孫が高齢者に対して行う暴行や暴言行為を放置する
- ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する など

厚生労働省マニュアル(R5) p8より引用



性的虐待とは

養護者が

■ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為

(例)

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のまままで放置する
- ・人前で排泄行為をさせる。オムツ交換をする
- ・性器を写真に撮る、スケッチをする
- ・キス、性器への接触、セックスを強要する
- ・わいせつな映像や写真を見せる
- ・自慰行為を見せる

など

厚生労働省マニュアル(R5) p9より引用



養護者及び養護者に
該当しない親族が

経済的虐待とは

- 本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人希望する金銭の使用を理由なく制限すること

(例)

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- ・本人の自宅等を本人に無断で売却する
- ・年金や預貯金を無断で使用する
- ・入院や受診、介護保険サービスに必要な費用を滞納する
- ・世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する
- ・施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う など

※養護しない親族による経済的虐待について「養護者による虐待」として判断する

厚生労働省マニュアル(R5) p9より引用



気になる高齢者のサイン(例)①

■ 本人に関すること

- ☑ 元気がない
- ☑ 痩せてきている
- ☑ 体調が悪そうに見える
- ☑ 今まで挨拶をしていた人が挨拶をしなくなった
- ☑ 服装が季節に合っていない
- ☑ 長期間お風呂に入っていないなど、衛生が保たれていないことによる臭いがする
- ☑ 髪や服装が乱れている
- ☑ 家にこもりがち
- ☑ 家で過ごすことを避けて外に出ていることが多くなった

(参考)
○高齢者等の見守りガイドブック(第4版)令和5年3月 東京都福祉局 P.147-159



気になる高齢者のサイン(例)②

■ 家族等に関すること

- ☑ 家族環境が急変した（夫や妻と死別／入院や入居／同居の家族が出て行った）
- ☑ 介護者が疲れている様子がある
- ☑ 本人の状況を家族が話したからない
- ☑ 本人に会わせようとならない
- ☑ 緊急時の連絡先を言いたからない
- ☑ 親族や介護職員でない知らない人間が対応にでる

(参考)
○高齢者等の見守りガイドブック(第4版)令和5年3月 東京都福祉局 P.147-159



気になる高齢者のサイン(例)③

■ 住まいの状況等で気づくサイン(参考)

- ☑ 大声が聞こえる
- ☑ 怒鳴り声がある
- ☑ 悲鳴が聞こえる
- ☑ 昼間なのに雨戸やカーテンがしまったままになっている
- ☑ 門扉や玄関に新たに鍵がつけられた

(参考)
○高齢者等の見守りガイドブック(第4版)令和5年3月 東京都福祉局 P.147-159



養護者による高齢者虐待の対応イメージ

ケアマネジャー・介護サービス事業者
民生委員、近隣の方々、病院関係者等

高齢者の支援チーム

認知症や疾病
で要介護状態

連携

虐待

区市町村・地域包括センター
は、事実確認を行い、高齢者
及び養護者の支援チームを
コーディネートしながら虐待対
応を行っていく

区市町村
地域包括センター

連携

養護者への支援チーム

疾病・障害、
経済的困難



高齢者虐待防止法の特徴②

- **通報**に、本人の意思確認は必要ない
- 虐待**対応**の際には「本人の意思を尊重」
- 養護者への「相談・指導・助言」
 - 養護者に対して、虐待対応中であることを告げずにサポーターティヴに関すること多い



高齢者虐待防止法の特徴③

- 区市町村ごとの権限行使による緊急対応
 - やむを得ない事由による措置と**居室の確保**
 - 面会制限
 - 区市町村長申立による成年後見制度の活用
 - 立入調査と警察への援助要請
 - 「**生命・身体に重大な危険が生じているおそれ**」
- 児童虐待対応の家庭裁判所による親権停止やDV対応の保護命令のような「**裁判所の関わり**」なし（成年後見人選任についての審判での関わりのみ）
- **都道府県による「直接対応」もない**



通報・相談のポイント

確かめるよりもまず、
「知らせる」ことが先！

- 早期発見努力義務（第5条）
 - 虐待は、あると思われなければ見えてこない
- 通報義務 > 様々な守秘義務（第7条）
- 高齢者虐待を受けたと「**思われる**」状態で通報できる
 - 証拠や根拠がなくても通報できるようになっている
- 通報者を特定させるものを洩らさずに対応が行われる
- 「**虐待になる前に相談しよう」「不適切かもしれないから言っておこう**」と考えて、**地域包括に相談しよう**
 - 「虐待だから通報しよう」と考えるよりも前に！
- 「**見たまま」「聞いたまま**」を知らせ、メモをとる
 - 「虐待」という言葉を書く必要はない
 - 日時や具体的事実



どのような対応があるのか？

- 在宅を継続しながら虐待を解消した事例
- 施設入所後、新たな関係を築いた事例
- 施設への措置入所、第三者後見人選任によって、完全に分離した事例
 - 後見人によって、新たな関係を築いた事例
 - 後見人選任後も関係が修復できない事例



セルフ・ネグレクトへの支援

考えてみよう！ケース3-①

Cさんは、一人暮らしの女性です。

1年ほど前にこの近所に越してきましたが、近所付き合いが苦手なようで、自治会には顔を出しません。

3か月前に夫が急に亡くなってからは、家に閉じこもりがちになりました。

最近、ごみを出す日を間違えたり、いつも同じ服を着ていたり、なんだか様子が変わります。

「お困りなことはありませんか？」と聞いてみると、「ないです、結構です」と言いますが、大丈夫だとは思えません・・・



セルフ・ネグレクトの例

- 家の前や室内にごみが散乱した中で住んでいる
- 極端に汚れている衣類を着用したり、失禁があっても放置している
- 窓や壁などに穴が開いていたり、構造が傾いている家にそのまま住み続けている
- 生活に必要な最低限度の制度、介護、福祉サービスの利用を拒否する
- 重度のけがを負っている、あるいは治療が必要な病気があるにもかかわらず、受診・治療を拒否する
- 当該高齢者の言動や生活、住環境により、近隣住民の生命・身体・生活・財産に影響がある

(公社)あい権利擁護支援ネット「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」調査票より引用



気になる高齢者のサイン(例)④

■ 本人に関すること

- ☑ 元気がない
- ☑ 痩せてきている
- ☑ 体調が悪そうに見える
- ☑ 服装が季節に合っていない
- ☑ いつも同じ服装で着替えている様子がない
- ☑ 長期間お風呂に入っていないなど、衛生が保たれていないことによる臭いがする
- ☑ 極端に汚れている衣類を着用したり、失禁があっても放置している
- ☑ 生活に必要な最低限度の制度、介護、福祉のサービス利用を拒否する
- ☑ けがを負っている、あるいは治療が必要と思われる状態にもかかわらず受診・治療を拒否する

(参考)

○高齢者等の見守りガイドブック(第4版)令和5年3月 東京都福祉局 P.147-159

○公益社団法人あい権利擁護支援ネット「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」報告書(平成27年3月)「セルフ・ネグレクトの例」を参考に作成(一部引用、改変)参考に作成



気になる高齢者のサイン(例)⑤

■ 本人に関すること

- ☑ 髪や服装が乱れている
- ☑ ごみをうまく分別できなくなった又はごみを出さなくなった
- ☑ 在宅は確認できても返事がない又は電話に出ない
- ☑ 小銭が散乱している
- ☑ 夜、眠れていない様子がある
- ☑ ゴミ出しをしなくなった

(参考)
○高齢者等の見守りガイドブック(第4版)令和5年3月 東京都福祉局 P.147-159
○公益社団法人あい権利擁護支援ネット「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」報告書(平成27年3月)「セルフ・ネグレクトの例」を参考に作成(一部引用、改変)参考に作成



気になる高齢者のサイン(例)⑥

■ 家の周囲等に関すること

- ☑ 室内が乱雑になっている
- ☑ 家から悪臭、異臭がする
- ☑ 郵便受けに郵便や新聞がたまっている
- ☑ 同じ洗濯物が何日も干してある
- ☑ 植物への水やりができていない
- ☑ 雨なのに窓が開けっ放しにしてある
- ☑ 昼間なのに雨戸が閉まったまま、カーテンが閉まったまま
- ☑ 家の前や室内にごみが散乱した中で住んでいる
- ☑ 言動や生活・住環境により、近隣住民の生命・身体・生活・財産に影響がある
- ☑ 窓や壁などに穴が開いていたり、構造が傾いていたりする家にそのまま住み続けている

(参考)

○高齢者等の見守りガイドブック(第4版)令和5年3月 東京都福祉局 P.147-159

○公益社団法人あい権利擁護支援ネット「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」報告書(平成27年3月)「セルフ・ネグレクトの例」を参考に作成(一部引用、改変)参考に作成



セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への 権利擁護の必要性の理解

- セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は「支援を受け入れる力を失っている」状態にある
 - それまでの生活歴、疾病・障害により「自分に必要な支援を求めることができなくなった人」
 - 「これまでの生活において他者からの支援を受けた経験がないため、その選択をすることができない人」
- 孤立死のリスクが高い



セルフ・ネグレクトの背景・要因理解

- 精神・心理的な問題

- 依存症、認知症、うつ、アルコール問題、不安障害や恐怖症、統合失調症や妄想性障害、強迫神経症、人格障害や生まれながらの人格特徴、感覚障害自閉症スペクトラム、ためこみ症等

- 高齢による心身機能の低下

- ライフイベント(喪失体験)

- 経済的問題

- 人間関係のトラブル、他者からの虐待(誘引や結果)

- プライド、遠慮、気がね

- 情報の不足

- 社会的孤立

⇒これらにより生活能力・意欲が低下

関係機関等との連携した対応が必要！

岸恵美子他:平成24～28年度科学研究費助成事業基盤研究(B)「セルフ・ネグレクト高齢者への効果的な介入・支援とその評価に関する実践的研究」を参考に整理



セルフ・ネグレクト状態への介入

- 自分で自分の権利利益が護れない、世話ができない状態になっているか

本人の権利を護るための介入が許される

- 公共の福祉に反しているか

人権衝突の調整のために介入する

具体的な介入根拠法が求められることが多い

道路交通法

迷惑防止条例

区市町村担当部署と必ず連携



支援を行う上で考えておきたいこと

■ 自己決定権の尊重と保護のバランス

- 緊急性の判断によって、区市町村権限行使へつなぐ（生命の危機的状況、取り返しのつかないような生活の重大な破綻をそのままにしない）
- ただし、指示命令や保護的関わりを前提とするのではなく、自己決定を支援していく姿勢で関わるのが大前提となる（意思決定支援）
- 「なかなかつながらない」「時間がかかる」ことへ焦る思い⇒「自己決定権を尊重した支援」を行っていると、とらえなおしてみる



高齢者の消費者被害



考えてみよう！ ケース3ー②

Cさんのことを、地域包括支援センターに相談したところ、地域包括支援センターや市の職員が、Cさんの家へ訪問を重ねてくれました。

近隣への見守り協力依頼もあり、近隣から心配の声が民生委員に寄せられる際には、地域包括支援センターに連絡を入れ、一緒に調整を行いました。

そうした中、Cさんの態度も和らぎ、認知症専門医の受診や介護保険の利用申請ができるようになったと聞きました。



ある時、Cさんからたくさんお水があるからいらない？と言われ自宅に訪問しました。

そこには山のように積み上げられたミネラルウォーターの箱があります。

どうしたのか聞くと、一度頼んでから次々と送られてきているそうです。

またある時は、見知らぬ車が停まっているのを見かけたので訪問してみると、布団が10セットおいてありました。

一人暮らしのCさんが使うとも思えない量です。

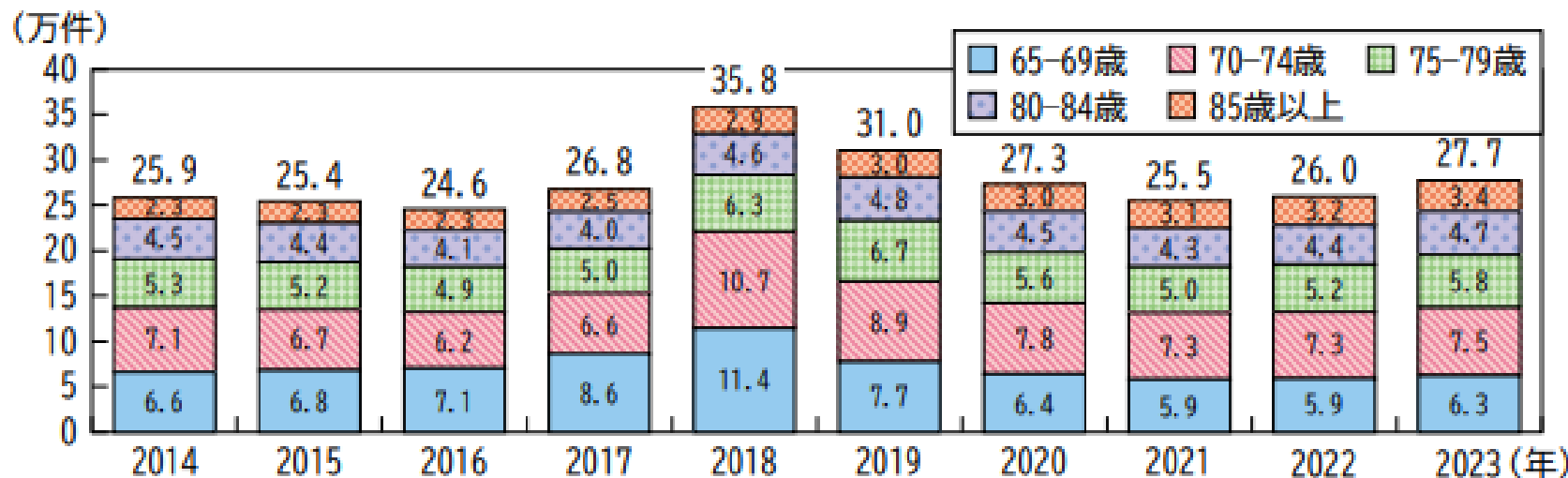
Cさんに尋ねると「買ったかしら・・・？」との返答でした。



高齢者の消費生活相談の傾向

図表 I-1-3-10

高齢者の消費生活相談件数の推移



(備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報 (2024年3月31日までの登録分)。
2. 契約当事者が65歳以上の相談。

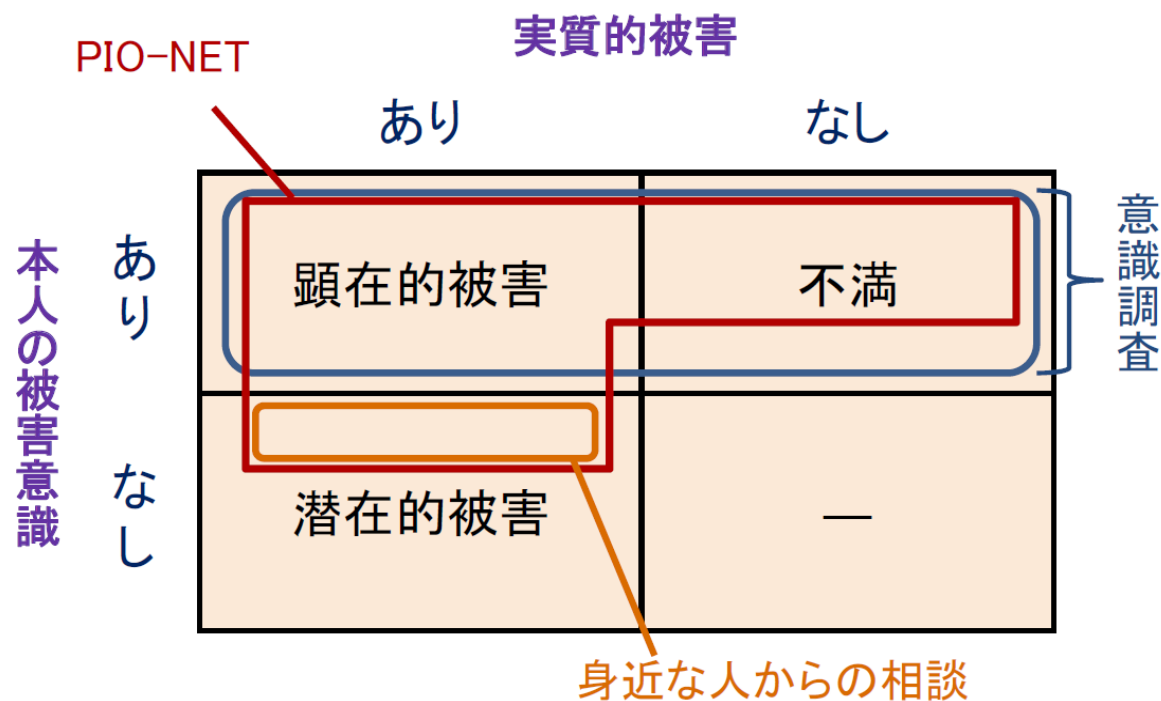
○全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談の件数: 2023年は27.7万件

○高齢者に関する消費生活相談件数: 2013年～高水準で推移していたが、2018年をピークに減少転じている

[令和6年度版「消費者白書」より引用]



- 明らかな「騙し」「騙り」でないほうが、解決が難しい
 - 「オレオレ詐欺」は明らかに犯罪、「勝手に送りつけられる健康食品を、食べた場合」は??
- 当事者に被害意識がないものを消費者被害として解決を強要することはできない



しかし、高齢者は認知症やうつ症状等、判断力の低下につつまれて消費者被害に遭いやすくなっているため、潜在的被害にどう働きかけるか一つの課題となる

『本人の被害意識』と『実質的被害』の図 消費者被害に関連する数値指標の整備に関する調査『消費者被害』の定義・分類 消費者庁作成「資料3」平成25年11月11日より引用]



高齢者の不安につけこむ消費者被害

■ 3つの不安

□ お金

- 老後の資金を少しでも増やしたい

□ 健康

- いつまでも健康でいたい

□ 孤立

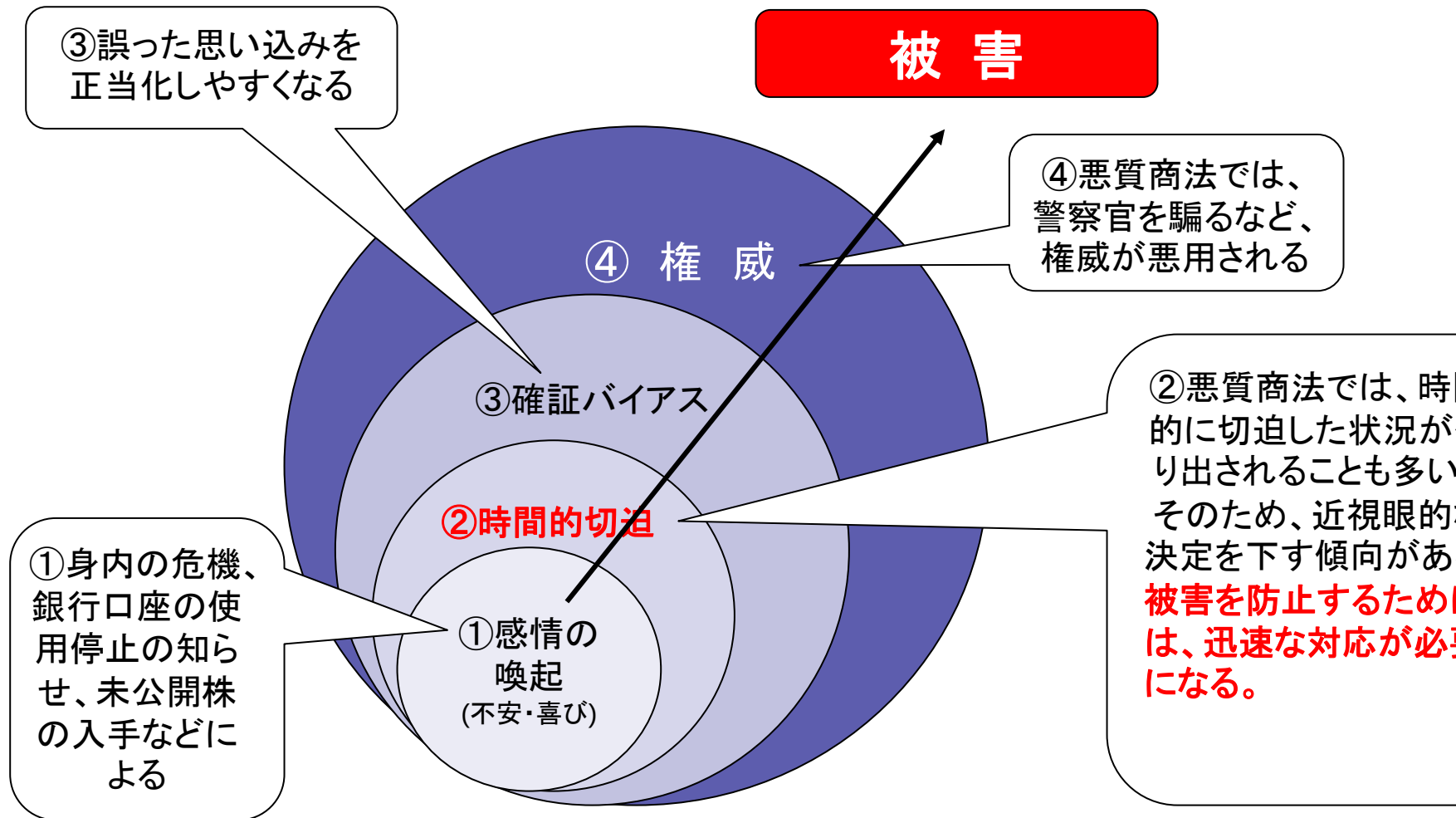
- 悪質事業者は話し相手になるなど、親切にして信用させて大切な財産を狙っている

高齢者・障がい者の消費者トラブル 見守りガイドブックより一部引用 消費者庁 2020年2月



悪質商法に騙される心理的プロセス

～悪質商法がおこなっている高齢者のくせ(バイアス)につけ込む工夫～



時間的切迫に対抗して迅速に対応するためには、連携が欠かせない

[平成25年度版「消費者白書」を基に作成]



消費者被害を受けている高齢者に必要な権利擁護の関わり

- 消費者被害にあったショックや騙された自分を恥じる気持ちから、被害そのものを隠そうとしたり、「おおげさにしないでほしい」という意思を示しがち。
- しかし一度被害に遭うと、「カモリスト」にのることが多く繰り返す被害にあってしまう。
 - 家を抵当に入れられ、失ってしまい、生活保護を受給することになる事案も発生
- その消費者被害の解決を強要できない場合でも、再発防止の視点での関わり(見守りや必要な制度活用)が求められる。



気になる高齢者のサイン(例)⑦

■ 本人に関すること

- ☑ 元気がない
- ☑ 電話を切れず、困った様子が見られる
- ☑ スマートフォンの着信が度々鳴り、落ち着きなく不安な様子
- ☑ お金に困っている様子が見られる
- ☑ 過度な節約を心掛けるようになった
- ☑ 介護サービスを減らしたいと言うようになった
- ☑ 新しく購入した着物の話をされたり、その着物を見せてくれたりする
- ☑ 営業マンらしい人と、車に乗って出掛けていく姿を見掛ける
- ☑ 頻繁に出掛けては、何か購入してくる

(参考)

○高齢者等の見守りガイドブック(第4版)令和5年3月 東京都福祉局 P.147-159

○高齢者・障がい者の消費者トラブル 見守りガイドブック 消費者庁 を参考に作成(一部引用、改変)



気になる高齢者のサイン(例)⑧

■ 本人に関すること

- ☑ 通帳・キャッシュカード・鍵など重要な物を頻繁になくす
- ☑ 金融機関に頻繁に行く（いる）

■ 家中や家の周囲等に関すること

- ☑ 見たことのない人が出入りしている
- ☑ 見慣れない車が止まっている
- ☑ 家に、開封していない宅配物や法外な高額商品が置いてある
- ☑ カレンダーに見慣れない印が付いている
- ☑ 見慣れない商品や契約書、振込用紙などがある
- ☑ 頻繁に荷物が届く

（参考）

○高齢者等の見守りガイドブック（第4版）令和5年3月 東京都福祉局 P.147-159
○高齢者・障がい者の消費者トラブル 見守りガイドブック 消費者庁 を参考に作成（一部引用、改変）



事例での連携

- 民生委員「消費者被害にあっているかも？」
- 地域包括支援センターへ相談
- 地域包括支援センターが、対応について消費生活センターへ助言を求め、家族と連絡をとりながら対応
- 再発防止のために、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を利用
- 民生委員と社会福祉協議会、介護保険サービス事業者とで、再発防止の見守り



成年後見制度と 地域福祉権利擁護事業 （日常生活自立支援事業） について



権利擁護システム

■ 社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業 （日常生活自立支援事業）

- 契約に基づくサービスとしての提供

■ 成年後見制度

□ 任意後見制度 事前

- 判断能力が衰える前に、本人が公証役場での契約によって、あらかじめ任意後見人とお願いしたいことを決めておく仕組み

□ 法定後見制度 事後

- 判断能力が衰えてから申立て、家庭裁判所が後見人等を選任する仕組み
 - 補助類型…判断能力が不十分な人を対象
 - 保佐類型…判断能力が著しく不十分な人を対象
 - 後見類型…判断能力を欠く常況にある人を対象



成年後見制度の特色

- 認知症などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度

☆人権・法的権利としての苦情申立てやサービス利用等についての平等性が確保される

☆資産を本人の意向に沿って活用できる

→財産管理、身上保護をとおした「本人らしさ」
に寄添う支援 本人の福祉(=幸せ)の実現を目指す



- 行政が、処分として決める措置によるサービス提供が本人保護のために必要な場合がある。しかし、なるべく早く解除して、後見人等による契約でのサービス利用により高齢者本人の「尊厳」や「自己決定の尊重」、「本人らしい」生活を継続することが望ましい。
- 後見人等には意思尊重義務、身上配慮義務がある

（参考：「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」）



成年後見制度をめぐる動向

□ 成年後見制度利用促進基本計画

- ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重
- ・ 適切に成年後見制度が利用されるように連携体制等を整備
- ・ 不正防止等の方策推進 など

【基本計画のポイント】

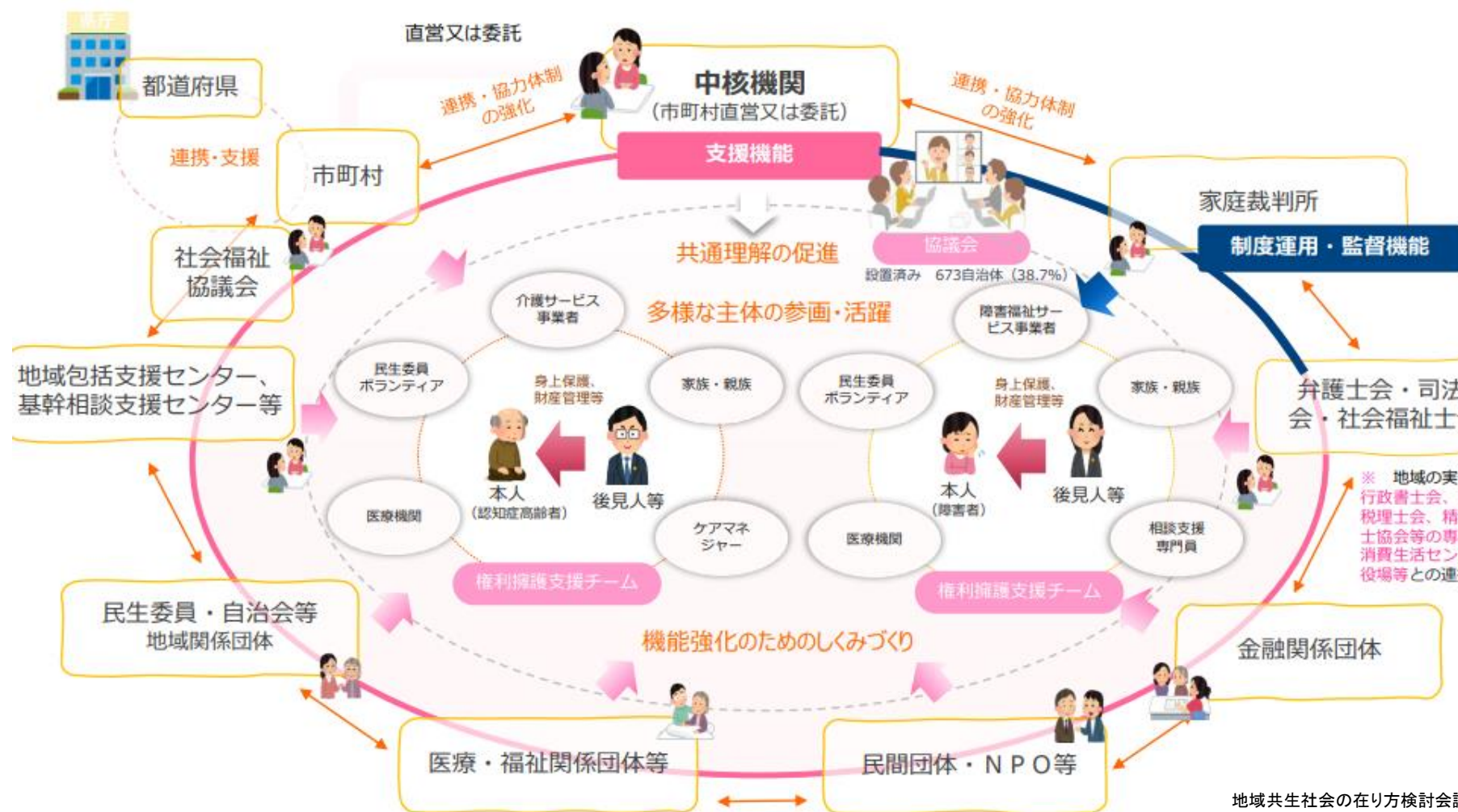
- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について
厚生労働省作成スライドを参考に作成



権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多野・主体が連携するしくみ」。



地域共生社会の在り方検討会
令和6年6月27日 資料3より

権利擁護の姿勢



問題を抱えた時 どうしたい？どうしてほしい？

- 自分の力を取り戻したい
- 私らしく生きたい
- 何とかしたい
- 「私」の気持ちを聞いて欲しい
- 助けて欲しい
- 哀れまれたり、問題を指摘されたりしたくない



見守りの方法

①緩やかな見守り	● 地域の様々な人や団体等が、日々の生活や業務の中で、幅広い人を対象として「いつもと違う」「何かおかしい」と感じる人がいた場合に、可能な範囲でケアをしたり、見守りの担当者や、専門機関等に共有、連絡、相談するさりげない見守り
②担当による見守り	● <u>民生委員・児童委員</u>、町会・自治会、老人クラブ、住民ボランティア等が担当と役割を決めて、定期的な安否確認や声掛けが必要な人を対象として、訪問等を行う見守り
③専門的な見守り	● 地域包括支援センターや高齢者見守り相談窓口等の専門機関が、支援の拒否、家族による虐待、認知症など、困難な課題を抱えている高齢者等を対象として、専門的知識を生かして行う見守り

高齢者等の見守りガイドブック(第4版)令和5年3月 東京都福祉局。



地域で支えていくうえで、気をつけておきたいポイント

虐待対応や権利擁護支援を行った際、結果についてはお伝え出来ない

- 守秘義務
- 「見守り」なのか、「見張り」なのか
- 支援を拒否する人と、どのように向き合うか
- 民生委員として、「どこまで?」「いつまで?」
 - どこまでならできる(どこからは無理)
 - どこまでやっていいのか(どこからはやっていけないのか)
 - いつまでこの関わりなのか(支援の見直しが必要)



高齢者を支えるということ

- 「その人らしく生きること」⇒「その人らしく亡くなること」
 - リビング・ウィルや事前指示書、人生の最終局面での医療の問題
 - 身元保証やいわゆる医療同意の問題
 - 「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」
 - 「身寄りがない人の入院及び医療にかかる意思決定が困難な人へ支援に関するガイドライン」
 - 身元保証人がいないことによる施設入所・入院の拒否はできない



意思決定支援

■ 本人の意思の尊重

本人の意思決定を支援。ただし、その決定が他者を害する・本人にとって見過ごすことのできない重大な影響が生ずる場合でない限り。

支援の参考：

厚生労働省 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン研修（動画）



「私の意思」を理解してもらうためのポイント

- 快いこと、うれしいこと、楽しいことは？
- いやなこと、つらいこと、悲しいこと、不安は？
- 大切な「もの」や「こと」、宝物は？
- どんな介護を望んでいるか？
- 相談相手やお金の管理は、誰に中心になってほしい？
- ペットのこと、配慮やもしものときの連絡先は？
- やりたいこと、続けたいのはどんなこと？
- 病気や障害の告知、終末の迎え方への希望は？
- 相続・遺言・葬儀、お墓等に関する希望は？

池田恵利子「クロワッサン2006年11月10日号」の「女の新聞」に掲載を一部



私たちはお互いに、
誰かを助けたり助けられたり
支えたり支えられたりしながら
共に生きている

たとえ誰かの助けを借りたとしても
「私らしさ」を諦めない
その気持ちをいつも持っておくことが
誰かを支え
いざという時に私を支える

